

八五三 すくすく育つ 消費税

マネー川柳の今年の優秀作である。七五三は子供の成長を祝う楽しい行事である。一方、消費税が3⇒5⇒8とUPするのは楽しくない。27年10月には10%にUPしそうである。その後も消費税はすくすくと育ってゆくのだろう。企業経営における消費税の影響は極めて大きいものとなる。当事務所は消費税対策に全力を傾注してゆくつもりである。



(竹内)

交際費に関する平成26年度税制改正について

会社が支出する交際費には、無駄遣いを節約して企業体質の強化を図るという政策的見地等から、法人税法上、一定の規制があります。

ここでいう交際費とは、一般にいう交際費の概念より幅広く定められており、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」とされています。したがって、接待費のみでなく、社交団体等の会費や近隣対策費なども幅広く交際費として扱われるので注意が必要です。

現行の交際費の取り扱い

- (原則) その全額が損金に算入されない
- (特例) 資本金1億円以下の法人は、年間800万円まで全額損金算入できる
- (例外) 1人あたり5千円以下の飲食費は損金算入できる

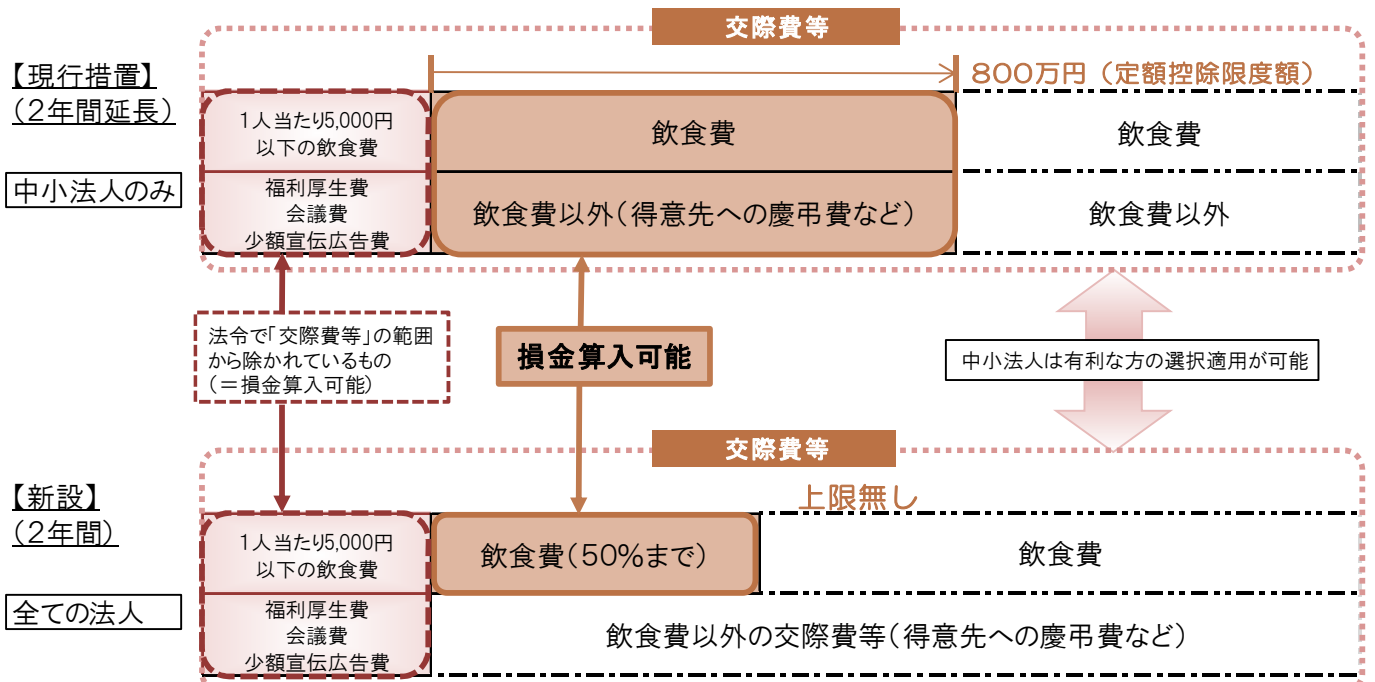
平成26年税制改正後の交際費の取り扱い

平成26年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度においては、以下の通りとする。

- (原則) 交際費のうち、飲食費の50%は損金算入できる(金額上限なし)
- (特例) 資本金1億円以下の法人は、年間800万円まで全額損金算入できる
- ＜現行と同じ。原則と選択できる＞
- (例外) 1人あたり5千円以下の飲食費は損金算入できる

※ここでいう飲食費には、その法人の役員・従業員等のみを対象とした社内接待費は含まれません。

改正概要【適用期間：2年間（平成27年度末まで）】



平成26年4月から制度スタート!



「産休期間中の社会保険料免除制度」

産前産後休業(原則、産前42日・産後56日)を取得した場合、育児休業と同じように社会保険料の免除が受けられるようになります。対象者は平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方で、平成26年4月分以降の保険料から免除の対象となります。

<手続き>

事業主の方は「産前産後休業取得者申出書」を年金事務所へ提出する必要があります。

詳しくは当事務所へお問い合わせ下さい。

(西谷)



3月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満・請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4月~7月分>の納付(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



資産税係

所有している土地が県の買い取りにあった時の税金

先日の新聞に徳島駅周辺の鉄道高架事業の話題が記載されていました。これが実現し、所有している土地が徳島県に買い取られることとなった場合、税金はどうなるのでしょうか?

公共事業のために国や地方公共団体が個人や法人の所有する不動産を買収することを収用と言います。通常、土地を売却し売却益がある場合、地主に不動産の譲渡所得税が発生してきます。地方公共団体に協力して売却したのに、税金を支払うなんて困ります。そこで、政策的配慮から収用の場合の譲渡所得税については、「代替資産の買換え特例」と「5,000万円の特別控除」と呼ばれる2つの特例が設けられています。

大まかにいうと、代替資産の買換え特例とは、受け取った補償金以上の同種の代わりの資産を購入すれば、譲渡所得税を0円にする特例です。5,000万円の特別控除の特例とは、受け取った補償金から5,000万円を控除して譲渡所得を計算する特例です。

この2つの特例は、両方を併用することはできず、どちらか一方を選択しなくてはなりません。どちらの特例を選択するか、長期的・計画的な視点から慎重な節税判断が求められます。

(坂田)

建設係

経営事項審査(経審)

経営事項審査とは、建設業法に定める「建設業者の経営に関する事項の審査等」のことで、公共工事の入札に参加しようとする建設業者は、「その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない」と規定されています。

経営事項審査は、経営状況分析(財務諸表の分析「Y」)と経営規模等評価(経営規模「X」、技術力「Z」、その他の審査項目「W」)の二つに分かれており、経営状況分析は登録経営状況分析機関、経営規模等評価は徳島県(大臣許可業者は徳島県を経て四国地方整備局へ)に対して申請を行います。

官公庁と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けて結果通知を受けた後、その経営事項審査の決算日から1年7ヶ月間に限られているので、毎年公共工事を請け負うためには、毎年決算終了後に経営事項審査を受ける必要があります。

今後、不定期ながら経審について説明していきます。

(岸上)

医療係

医療継続に係る相続・贈与税の納税猶予等の創設

26年税制大綱に記載されている、持分の定めのある医療法人の出資持分に関する相続・贈与税のまとめです。

- ① 相続又は遺贈により取得した場合において、その相続人が納付すべき相続税額のうち、その医療法人の持分に係る課税価格に対応する**相続税額**。
- ② 出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額(経済的利益)に相当する額の贈与を受けたものとみなして、その他の出資者に贈与税が課される場合において、その他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、その経済的利益に係る課税価格に対応する**贈与税額**。

①・②共に、その医療法人が認定医療法人(仮称)であるときは、**担保の提供を条件**に移行計画(仮称)の期間満了までその納税を猶予し、また移行期間内に(相続税)その相続人が持分分の全て・(贈与税)その他の出資者が持分分の全てを放棄した場合には、**猶予税額が免除**されることとなります。但し、認定医療法人に移行しない、又は認定の取消等があった場合には猶予税額を利子税と合わせて納付する必要があります。

(田中)

会計制度

損益計算書について ①

損益計算書とは、会社の事業期間における経営成績を示す表です。つまり、会社の活動期間を1年なら1年と分けた上で、ある1年でいくらの収益を稼いで、いくらの費用が出て、トータルでどのくらいの損益が出たのかを計算している表となります。

この損益計算書については、利用者が会社の成績を把握しやすいようにするため、収益と費用をいくつかの段階に分けて表示することになっています。

具体的な損益計算書の形式は、右の通りです。

損益計算書の内容を読むことができれば、その会社がどの程度利益を獲得したのか、どのような活動で利益を得たのか、ということ把握することができます。さらに、損益計算書の数値をもとに、様々な分析をすることで、会社にどのような問題があるかを把握することもできます。

今回は、各項目の具体的な内容をご説明いたします。

損益計算書	
自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	
売上高	×××
売上原価	<u>×××</u>
売上総利益	××
販売費及び一般管理費	<u>××</u>
営業利益	××
営業外損益	<u>××</u>
経常利益	××
特別損益	<u>××</u>
税引前当期純利益	××
法人税等	<u>××</u>
当期純利益	××

(孝志洋)

3月の税務

- 25年分所得税の確定申告
申告期間…2月17日から3月17日まで 納期限…3月17日
- 所得税確定損失申告書の提出期限…3月17日
- 25年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月17日
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月17日 延納期限…6月2日
- 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月17日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 25年贈与税の申告
申告期間…2月3日から3月17日まで
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月17日
- 国外財産調査書の提出…3月17日
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日
- 個人事業者の25年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…3月31日
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(25年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日
- 法人・個人事業者(25年12月分及び26年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日

個人年金保険の保険料前納について

個人年金保険とは、契約者が保険会社に保険料として支払った金額を積み立てていき、契約者が一定の年齢(例えば60歳)に達した時点で、積み立てた保険料を年金として受け取ることができる保険となります。そのため、貯蓄としての性格が強いものといえます。

この個人年金保険の保険料については、月払や半年払など、いくつかの支払方法があります。このうち、全額を一括で支払う方法として一時払がありますが、その他に全期前納という方法もあります。

保険料の前納とは、保険会社に保険料をまとめて前納金として預けておき、保険会社は預かった前納金から毎年の保険料を充当していくという制度です。通常、個人年金保険について全期分を前納すると、以下のメリットがあります。

- ① あくまで保険料を預けている形態であるため、解約時に払い込まれた保険料に未経過分がある場合には、月単位で払い戻される。
- ② 保険料が割引される(割引率は、一時払よりは低いものの、その他の支払方法よりは高くなります)。
- ③ 確定申告のとき、一定の要件を満たした個人年金保険であれば、一時払いとは異なり、個人年金保険料控除を長期間にわたって適用できる。

保険会社やご契約形態によって、内容が若干異なる場合がありますので、詳しくは事務所職員までお問い合わせください。(孝志洋)

さくら税理士法人 新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします!!

税務部 第1課 小笠 小百合

はじめまして。小笠小百合と申します。

ご縁があり、さくら事務所にお世話になることになりました。

私の自宅のベランダからは、公園の桜が見え、その中には曾祖母が植えた桜もあります。長い年月、春になると毎年花を咲かせ「ああ、季節は巡ってくるんだなあ」と、なにか奥深いものを感じさせます。

その花と同じ名前の事務所で、新しい環境・新しい仕事・新しい経験をとおり自分なりに精一杯がんばっていきたく思いますので、よろしくお願いします。

税務部 資産税課 松浦 明子

はじめまして。松浦明子と申します。

2月3日より、皆様と一緒に働かせていただくことになり、このご縁に感謝しています。

また、佐古では、子どもの頃に4年間住んでいたこともあり、懐かしい佐古小学校の桜の木と眉山が一望できる場所へ戻って来ることができ、嬉しく思っています。

遠足などで眉山に登っていた経験からか、趣味は登山です。とは言え、本格的な登山ではなく、ゆる〜い山登りの『ゆる登山』ですが、いつか高い山にも挑戦できたらなと野心を燃やしています。仕事も山を登るように一步一步着実に、目標設定した頂上を目指して進んで行けるよう頑張りたいです。

何かと不慣れな者が、繁忙期の確定申告真っ只中に入社して、いろいろとご迷惑をおかけしていることと思いますが、ご指導のほど宜しくお願いいたします。

研修会のご案内

下記の日程で研修会を開催いたします。

役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

日時 平成26年3月24日(月) 14:00~16:30

場所 徳島県立中央テクノスクール ろうきんホール

研修内容 ①「労働・社会保険関係 改正のポイント」
②「平成26年度版 税制改正のポイント」



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181